

ふじみ野市サービスセンター利用ガイドライン (新型コロナウイルス感染防止対策)

令和2年9月1日改正

令和3年4月1日改正

令和3年10月25日改正

ふじみ野市

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、国が示す「新しい生活様式」を踏まえ、ふじみ野市が示す「ふじみ野市公共施設利用における基本の方針」と併せて策定している「ふじみ野市サービスセンター利用ガイドライン」の一部を改正しました。

市民活動の場の安全を確保するため、サービスセンターのホール及び会議室を利用する際は、次の事項を遵守してください。

1 密閉・密集・密接の三密回避の徹底

- (1) 「三つの密」を徹底的に避けるとともに、人と人との距離を確保する。
- (2) 飲食の際は、会話を控え黙食とする。

2 感染防止対策の徹底

- (1) マスクを着用すること。ただし、適度な水分を補給し、休憩を取るなどし、熱中症予防及び呼吸困難リスク等の回避を図り、利用者間で協議の上、創意工夫を行い、十分な感染防止対策を講じること。また、利用の種目別に上部組織等がある場合は、それらが示すガイドラインも遵守して利用すること。
- (2) マイクを複数人で使用する場合は、それぞれの使用の都度、消毒を必ず行うこと。〔令和3年4月1日追加〕
- (3) 施設利用後、サービスセンターが用意する消毒液で、机、イスを始めとした使用備品、ドアノブ、スイッチ類等の消毒を必ず行うこと。ただし、ピアノの使用にあたっては、使用前、使用後に手指の消毒を行い、ピアノに直接消毒液を噴霧しないこと。
- (4) 利用時間内に消毒を終了し、次の利用者(団体)との接触が回避できるよう配慮すること。
- (5) ロビー、通路での会話等は自粛し、利用時間終了後は速やかに退館すること。